

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
 ○ 県営土地改良事業計画を変更した件二件 四六
 ○ 保安林の指定をする件 四六
 ○ 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件 四六
 ○ 造成宅地防災区域を解除する件 四六
 ○ 告示
 ○ 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四六
 ○ 福島県教育委員会教育長
 ○ 落札者を決定した件 四七

告示

福島県告示第五百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、上岩井沢地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 令和六年九月二十五日から
 同 年十月十五日まで（二十一日間）
- 三 縦覧の場所
 田村市役所

（農村計画課）

福島県告示第五百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、飯崎地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 令和六年九月二十五日から
 同 年十月十五日まで（二十一日間）
- 三 縦覧の場所
 南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和六年九月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林の所在場所
 南相馬市鹿島区鳥崎字牛島二五三の一、二五四の九、二五五の五、二五六の一、二五六の二、二五七から二六〇まで、二六一の一、二六一の二、二六二の一、二六二の二、二六三の三、二六四の三、二六五の四、二六七の三、二七一、二七二の一、二七二の二、二七三の三、二七三の四、二七三の九から二七三の一まで、二七四の一、二七四の四、二七九の三、二八二の三、二八三の三、二八七の一、二八八、二九〇の一、二九〇の四、二九一の一、二九一の四、二九二から二九五まで、二九六の一、二九六の四、二九七の一、二九七の四、二九八の一、二九八の四、二九九の一、二九九の四、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇〇の五、三〇一の六、三〇二の四、三〇三の四、三〇四、三〇五、三〇六の三、三〇七、三〇八の三、三〇九、三一〇の三、三一〇の九、三一二、三一三、三二六の一、三二六の二、三三一から三四四まで、三四九の二から三四九の四まで、三四九の七、三四九の九、三四九の一、三四九の一八、三四九の一九、三四九の二一、三四九の二二、三四九の二四、三四九の二六、三四九の二七、三四九の三〇、三四九の三一、三四九の三三、三四九の三五、三四九の三七、字浜二八の三、二九の三、三〇の三、三一、三二の三、三三、三七の四、四三、四四、四五の三、四六の三、四七の三、四八の三、四九から五五まで、五六の一、五六の二、五七の四、五八の三、五九の三、六〇の一、六一、六一の二、六一の三、六一の四、六四、六五、六六の一、六七、六八の一、六八の二、六九の一、六九の二、七〇から七三ま

で、七五、七六の一、七六の二、七七の一、七七の二、七八、七九、八〇の一、八一から八九まで、字南谷地一〇九の一、一一〇の一、一一一の一、一一二の一から一一二の七まで、二八五、三三四、三三五、字町三四の一、三五の三、三六の一、三七の四、三八の四、三九の一、四〇の一、四〇の二、四一の一、四三の一、四四の四、四四の五、四六の四、四八の四、四九の五、五三の三、五四の一

二 指定の目的
潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百三十七号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図書は、福島県土木部河川計画課及び福島県県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年九月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 河川の名称

一級河川阿武隈川水系岩根川

二 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

三 河川管理施設の位置

須賀川市越久字館ノ前二十三番二地先から同市越久字館ノ前七十三番二地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 須賀川市長 大寺 正晃 須賀川市八幡町百三十五番地

五 管理の内容

1 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長メートルまでの範囲内にあるものにつ

いての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法(昭和二十七年法律第八十号)又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理(道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二条第一項又は第五十八条第一項の規定による権限の行使を除く。)

六 管理の期間

令和六年八月十六日から道路の存続する日まで

(河川計画課)

福島県告示第五百三十八号

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第四十五条第二項の規定により、造成宅地防災区域の指定(令和五年福島県告示第四百二十六号)を次のとおり解除する。

令和六年九月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

区域名	区	域	区域の範囲
高塚団地	会津若松市河東町南高野字高塚地		次の図のとおり
	内		

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課、福島県会津若松建設事務所企画調査課及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(まちづくり推進課)

公 告

公告第七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画地区計画(喜久田町金久保地区計画)の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第6号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立清陵情報高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年9月24日

福島県教育委員会教育長 大沼博文

- 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立清陵情報高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県立清陵情報高等学校 福島県須賀川市滑川字西町179番地の6
- 落札者を決定した日
令和6年7月24日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 落札金額
45,302,400円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年6月14日

（財務課施設財産室）